

2 多文化共生社会*の推進



施策内容

(1) 外国人住民も暮らしやすい生活環境の整備や利便性の向上

- 学校や市民団体などと連携し、日本語の習得機会の充実など、外国人住民のコミュニケーション支援を行います。
- 日常生活のなかで必要な情報を多言語で提供するとともに、外国人向けの相談窓口を設置するなど、外国人住民の生活支援を行います。

(2) 地域社会における共生意識の促進

- 地域住民と外国人住民が交流する機会を提供する市民団体などを支援し、多文化共生の意識啓発と外国人住民の社会参画を促進します。

3 平和と交流によるまちづくりの推進



施策内容

(1) 市民が願う非核平和によるまちづくりの推進

- 本市は、平和都市を宣言した自治体として、平和の大切さを訴える事業を行うとともに、核兵器廃絶や恒久平和の実現に向けて、市民の平和への意識の高揚を図ります。

(2) 国内外との交流によるまちづくりの推進

- こども親善大使による国際交流など、姉妹都市や友好都市との交流活動を推進します。

* 多文化共生社会：外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会。